

**「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の改正案  
に対する意見募集結果及び対応（案）**

○意見募集の対象：国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の改正案

○意見募集期間：平成25年11月14日（木）～12月12日（木）

○意見提出の状況

【意見提出の総件数】 3 件

【提出者の内訳】 事業者 3 件

【意見内容の総件数】 3 件

改正案に対する意見 0 件

その他の意見 3 件

## 主な意見の概要と意見に対する考え方（案）

番号	主な意見の概要	意見に対する考え方（案）
1	<p>環境配慮型プロポーザル方式を採用する場合、施工時の CO<sub>2</sub> 排出削減も含めた提案を受けるものとするべき。そのための方法としてカーボンオフセットの類も認めるべき。</p> <p>これにより日本全体の温室効果ガスの削減と建設会社の施工時の温暖化対策の必要性に対する意識の向上を図ることができると考える。</p>	<p>環境配慮型プロポーザル方式の実施に当たっては、技術提案を求める項目のうち、1 つ以上に温室効果ガス等の排出削減に関する内容を盛り込むこととされています。したがって、発注者が施工時の CO<sub>2</sub> 排出削減を図るための技術提案が必要であると判断した場合は、当該項目に関する提案を求めることとなります。また、技術提案を求める項目の内容については、発注者が当該建築物の特性等を踏まえ、適切に設定することになります。</p> <p>なお、今回のパブリックコメントは基本方針改定案の内容の変更を予定している箇所を対象とするものですが、今後の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
2	<p>「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減、及び吸収の拡大に配慮した契約の推進に関する基本方針」とすべき。</p>	<p>環境配慮契約法に基づく基本方針については、法第 5 条第 1 項において、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」とすることが定められています。</p>
3	<p>「使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約」を、LCA の観点から「製造～使用～廃棄に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約」とすべき。</p>	<p>環境配慮契約法第 5 条第 2 項において、「使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約」についての基本的事項を定めることとされています。</p>